

## (仮称) 三大明神風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスが、福島県いわき市において、総出力35,700kW(定格出力2,100kWの風力発電設備17基)の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の工事計画は、特にT3号機付近からT7号機にかけて、並びにT12号機周辺の風力発電設備及び工事中道路の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっていることから、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

また、対象事業実施区域の周辺には複数の住居地区が存在しており、このうちの本事業の搬出入経路付近の住居地区においては、工事中資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されており、影響が懸念される。

このほか、対象事業実施区域内には人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、直接改変による影響のほか、隣接して風力発電設備が存在・稼働することによる重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

## 1. 総論

## (1) 関係者との協議等を踏まえた事業計画の検討について

本準備書は、関係機関及び専門家等からの指導・助言並びに関係者との協議・調整を十分に踏まえて作成されておらず、環境保全措置の具体的な内容が明らかになっていないなど事業計画の熟度が不十分であり、「本事業に伴う環境影響は小さい」とする事業者の評価が適切とは判断できない。

このため、評価書の取りまとめに当たっては、準備書手続きと並行して行った意見聴取の結果も踏まえて、必要な項目について関係機関及び専門家等からの指導・助言を得るとともに、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者・管理者をはじめとした関係者との協議・調整を行った上で、環境保全措置の具体的な内容及び詳細な事業計画を検討し、それを踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施すること。

## (2) 工事計画の見直しについて

対象事業実施区域のほぼ全域が森林法(昭和26年法律第249号)に基づく水源かん養保安林等の保安林及びいわき市水道水源保護条例(平成4年いわき市条例第3号)に基づく水道水源保護地域に指定されていることに加え、改変区域の一部は山地災害危険地区に指定されている。さらに、対象事業実施区域周辺は、南西側を中心に多くの河川が砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地に指定されているなど、土地の改変に慎重を要する地域であることから、土地の改変及び土工量を抑制すべきである。しかしながら、現状計画では、特にT3号機付近からT7号機にかけて、並びにT12号機周辺の風力発電設備及び工事中道路(以下「風力発電設備等」と言う。)の設置により非常に多くの土地の改変が行われ、土工量が

著しく多いものとなっており、水環境、動植物の生息・生育環境、生態系等への重大な影響が懸念される。

一方で、風力発電設備等に関する工事計画の見直しにより、環境影響を低減させることが可能と考えられることから、以下の事項を念頭に、当該地域における道路設計等に関する専門家等からの指導・助言を踏まえ、風力発電設備等の建設手法、道路計画等を見直すとともに、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。

風力発電設備の設置高及び道路線形の見直し並びに既存道の活用により、切土高、盛土高を減じ、土地の改変面積の最小化を図ること。なお、検討に当たっては、擁壁工、補強土工、橋梁等の構造物の活用も念頭に置き、複数案から選択すること。

切土量、盛土量のバランスをとることにより、残土の発生を最小限に抑えること。ただし、改変面積を減ずることを優先し、バランスをとることのみを目的とした改変面積の増加を行わないこと。

やむを得ず残土が生ずる場合には、まず、既存の残土処理施設で適切に処理することを検討し、新たに土捨場を設けて残土を処理する場合には、専門家等からの助言に基づき盛土の安定性を確保できる場所、工法を選択すること。

希少な動植物の生息地・生育地の改変を極力回避すること。

からの措置を講じてもなお、大規模な土工量が発生する風力発電設備等については、これらの設置の取りやめや配置等を見直しを行うこと。

### (3) 事後調査等について

上記の措置を講ずることを前提として、事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

## 2. 各論

### (1) 騒音に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居地区が存在しており、このうちの本事業の搬出入経路付近の住居地区においては、工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴い騒音レベルが現況値から大きく増加する予測結果となっていることから、騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、工事工程の調整や低速走行等の環境保全措置を講ずることにより騒音による環境影響を極力低減すること。また、近隣住民の生活環境への影響について確認するとともに、影響が懸念される場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (2) 水環境等に対する影響

対象事業実施区域のほぼ全域が水源かん養保安林等の保安林及びいわき市水道水源保護地域に指定されていることに加え、改変区域の一部は山地災害危険地区に指定されている。さらに、対象事業実施区域周辺は、南西側を中心に多くの河川が砂防指定地に指定されていることなどから、工事中の排水及び土砂流出による水環境等に対する影響が懸念されるが、現状計画では、沈砂池の配置等及び排水機構等について十分な検討が行われていない。

このため、1.(2)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、水環境等に対する影響について適切に予測及び評価を実施し、その結果に応じて沈砂池の配置等及び排水機構等を十分に検討し必要な環境保全措置を講ずること。

併せて、地下水への影響について、対象事業実施区域及びその周辺における地下水及び湧水の利用状況の把握に努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえ策定する計画に基づき環境監視を実施すること。

## (3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されている。このため、クマタカに対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の事後調査を実施すること。

また、事後調査において、クマタカの衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、追加的な環境保全措置を講ずること。

## (4) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

対象事業実施区域内には人と自然との触れ合いの活動の場である登山道が存在していることから、直接改変による影響のほか、隣接して風力発電設備が存在・稼働することにより、人と自然との触れ合い活動の場としての価値が損なわれる等の影響が生じるおそれがあるが、本準備書においては、人と自然との触れ合いの活動の場の設置者・管理者との協議・調整が行われていないことに加え、利用特性への影響に係る調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討が十分に行われていない。

このため、設置者・管理者と十分に協議・調整を行うとともに、利用特性を考慮して、本事業による環境影響を適切に調査、予測及び評価すること。また、それらを踏まえ、登山道の迂回路の整備等の環境保全措置の具体的な内容を検討するとともに、必要に応じて風力発電設備等の配置等を見直すこと等により、人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は極力低減すること。